

企 発 第 156 号
平成 17 年 10 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準（案）」及び
「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

9 月 22 日に貴会より公表されました公開草案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 株式分割と同様の効果を有する事象が発生した場合の開示について

適用指針案第 16 項後段において、「同一種類の株式が交付される株式無償割当て」「時価より低い払込金額にて株式割当てが行われた場合に含まれる株式分割相当部分」がある場合、普通株式の期中平均株式数の計算にあたり株式分割と同様に扱うこととなっている。一方開示については、株式分割が行われた場合以外の記載が為されておらず（基準案第 31 項）、従いこれらの効果を有する事象が発生した場合の開示の取扱いについても明記すべきと考えます。

2. 繰延ヘッジ損益の取扱いについて

適用指針案第 35・57 項において言及されている、1 株当たり純資産額の計算上において、繰延ヘッジ損益を普通株式に係る期末の純資産額に含めることとしている。当該勘定は 1 株当たり純資産額の計算に含められていなかったものであり、ヘッジ会計について国際会計基準や米国基準と日本基準に差異がある状況下、1 株当たり純資産額についても差異が生ずるものでもある。従い、含めることが妥当と判断された理由について説明をお願いしたい。

また、適用初年度における当該指標の比較可能性を有するべく注記の方法（繰延ヘッジ損益を含まない 1 株当たり当期純資産の開示の方法等）についてご検討願いたい。

3. 以下設例に関して、
- 1) 一株あたり純資産の設例について、上記新基準を考慮した設例を記載願いたい。
 - 2) 設例 1-3 (2) における注記において「その概要を注記することになる」とあるが、具体的な記載方法についても説明開示願いたい。
 - 3) 設例 7 では前提として (5) にて持分変動差額は生じないと仮定しているが、持分変動差額が生じる場合の方が対応が困難と想定される為、持分変動差額が生じるケースについても設例を追記願いたい。

以 上